

令和8年度第1回宮城県企業局経営審査委員会 議事録

(1) 日時 令和8年9月2日(水) 午後1時30分～午後4時33分
(うち非公開審議 午後4時14分～午後4時29分)

(2) 場所 ハーネル仙台2階 松島

(3) 出席委員 10名

(4) 出席者(敬称略)

〔委員長〕

田邊 信之 公立大学法人宮城大学名誉教授
(一般社団法人不動産証券化協会フェロー)

〔副委員長〕

佐野 大輔 東北大学大学院工学研究科 教授

〔委員〕

内田 美穂 東北工業大学工学部環境応用化学科 教授
大沼 孝宏 名取市建設部 建設部長
小野寺 友宏 仙台弁護士会 弁護士
窪田 忠仁 公益社団法人日本水道協会計画調整室 計画調整課長
羽生 達雄 日本公認会計士協会東北会宮城県会 公認会計士
細川 恒 地方共同法人日本下水道事業団 理事
増田 聡 帝京大学・東北大学 教授
宮野 知生 仙台市水道局 次長

〔運営権者〕

門脇 進 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長
安東 武智 (同) 代表取締役副社長
松尾 晃政 (同) 取締役経営管理部長
若菜 和也 (同) 経営管理部副部長
大崎 俊之 (同) 財務経理Gr長
石原 裕孝 (同) 技術企画部長
小島 健嗣 (同) 工務部長
安富 弘泰 (同) 工務部副部長
鹿間 光明 (同) 施設管理部長
武藤 直樹 (同) 施設管理部上工水Gr長

糟谷 淳二 (同) 施設管理部下水Gr長
鈴木 成信 (同) 施設管理部保守管理副Gr長

〔事務局〕

高橋 博幸 企業局水道経営課 課長
伊深 俊克 (同) 局技術副参事兼総括課長補佐
林 正義 (同) 副参事兼総括課長補佐
佐藤 正和 (同) 技術副参事兼総括技術補佐
佐藤 賢一 (同) 総括技術補佐 (水道事業推進担当)
押川 順 (同) 技術主幹 (班長)

(5) 議事録 (要旨)

1 開会

令和8年度第1回経営審査委員会を開催することについて事務局から確認がなされた。

2 挨拶

宮野委員および大沼委員から新任の挨拶があった。

3 公開・非公開の決議

(凡例 ●：委員、○：事務局、◇：運営権者)

●田邊委員長

はじめに、本日の委員会における審議の公開・非公開の方針確認について、事務局から説明願う。

○高橋課長

それでは、本日の委員会における審議の公開・非公開の方針について説明する。

この後、運営権者から報告を受ける「令和7年度の事業運営状況」のうち、「OM 会社の損益計算書における予実比較」については法人であるOM会社の事業に関する情報であって、公開することによりOM会社の競争上の地位、その他正当な利益が損なわれる可能性があることから、宮城県情報公開条例第8条第1項第3号における「不開示情報」に該当するものと考ええる。

従って、運営権者からの説明のうち、「OM 会社の損益計算書における予実比較」については、本日予定している3つの議題及びその他案件が終了した後、傍聴者及び報道関係者に一時退出をいただき、非公開の場でご説明したいと考える。

「不開示情報」を審議する場合において、会議の一部を非公開とすることについては、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県企業局経営審査委員会運営要領に従い、出席委員の3分

の2以上の賛成を得た場合に認められることから、ただいま説明した、会議の公開・非公開及び本日の運営方法について、委員会にお諮りする。

●田邊委員長

ただいま事務局より説明のあった会議の公開・非公開及び本日の運営方法について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

事務局から提案のあったとおり、本日の審議において、「OM 会社の損益計算書における予実比較」については、非公開の場で審議するものと決定してよろしいか。

(異議なし)

●田邊委員長

それでは、そのとおり決定する。

4 議事

●田邊委員長

議事に入る。議題(1)令和7年度年間業務報告について運営権者より説明願う。

◇門脇社長

◇松尾取締役

(資料1により説明)

●田邊委員長

ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

●窪田委員

昨年度も安定した運営をしていただき感謝申し上げます。

細かい点について、3、4件ほど確認させてほしい。

まず、p. 11 と p. 58 で活性炭の話が出ており、p. 11 では日量約9トン、いわゆる設備能力最大を使ったとの記載があるが、水質に問題がなかったということは設備能力的には足りたという理解でよろしいか。また、今後設備を増強していく場合、活性炭を置く場所等につ

いてきちんと整理できるかについても確認したい。

◇鹿間部長

まず能力について、今回は最大で投入を行い、かつ予備機をもう 1 台併用して運転を行い対応した。能力的に、これ以上の投入量が必要となった場合には、設備の改善等が必要になる。

置き場所については、現在 1 ロット 32 袋で発注しているが、日々の使用量を確認しながら麓山浄水場で貯留できる量を発注している。あるいはそれ以上必要になった場合には、一旦麓山で受け入れて、それを当社のトラックを使って中峰浄水場の方に貯留して、そこで管理している。今後さらに使用量増となった場合には、建築設備の保管場所自体の増設も検討せざるを得ない。

◇小島部長

能力増強の検討について、今回の事象はこれまでにないレベルでのかび臭成分の濃度上昇ということを踏まえ、今後どの程度の投資をすべきか経営としての判断もしつつ、最小の投資で実現できること、例えばポンプと溶解設備を増設する、あるいは活性炭の種類を変えてより吸着能力が高いものにすることなどについて検討を進めている。全体のバランスを見ながら、かつ安全な水が送れるような形での対応を考えている状況である。

●窪田委員

気候変動の関係もあって昨年度は高濃度で検出されたと思うので、経年で見ていきながら、どのような状況が一番良いのかということを判断してもらえればと思う。

2 点目、p. 14 に「コストダウン目的による他工事との統合」とあるが、あまり聞き慣れない言葉のため、内容を教えていただきたい。

◇小島部長

令和 7 年度に予定していた機械濃縮とスカムスキマの工事があり、機械濃縮設備は本来、令和 7 年度発注で進めており、スカムスキマは令和 6 年度発注予定であった。これらは同じ場内で近接した工事のため、工事を統合・効率化してコストダウンを図った。元々は別発注の予定だった工事を統合したため、延期になったものである。

●窪田委員

他の工事との兼ね合いを一番に考えて、最終的にはコストダウンに繋がったという理解でよろしいか。

◇小島部長

ご理解のとおり。

●窪田委員

p. 31 のモニタリングにおける指摘 4 件のうち、報告書の提出遅れが 2 件あるが、昨年度も報告書の遅れがあったかと思う。ということは、すべての報告書を含めて再発防止ができていたのかどうか非常に気になっている。その点について、貴社でどのように捉えているかお聞かせ願う。

◇松尾部長

過去にあった事象も含めて再発防止策は機能していたものの、今回はそれをすり抜けてきてしまった。

今回報告した 4 件のうち 2 件が報告書の提出遅れということになっている。

1 件目については最終承認者が 1 日遅れて承認してしまったということで、報告遅れを是正するためにシステムなどのハード面に関する再発防止策を構築している。

2 件目については、期日自体を間違えて認識していたことにより、1 件目の再発防止策が機能しなかったものである。

●窪田委員

この点については、ハード面に加えて、社内教育が非常に重要になってくると思うので、継続的に教育をしていただければと思っているので、よろしくお願いします。

◇松尾部長

承知した。

●窪田委員

p. 40 のダム工事排水の関係について、次期以降の見通しで「緊急連絡体制を整備する」と記載があるが、整備はもう終わっているべきであり、次期以降でそれをきちんと運用していくべきではないかと思うが、そこについてお聞かせ願う。

○高橋課長

ダム建設工事は令和 17 年か 18 年頃から始まるという見通しで、既にダム管理者、施工者も含めて緊急連絡体制について整備を行っている。下流で取水しているため、上流部で当該事象が発生すると水質事故等の懸念があるということを我々からも出前講座形式で新たにお知らせをしたところ。引き続き、上流ダムからの排水等については体制を整えつつ、我々からも積極的に情報発信をして、しっかりと対応していく。

●窪田委員

引き続き安定した運用をしていただければと思う。

●羽生委員

先ほど説明のあった p. 31 の報告書の提出遅れの件で、提出期限を誤認していたというものであったかと思う。

内容としては書類を県に提出するというものだと思うが、運営権者はそのような認識だったとして、逆に県の方は数日前になって「提出されていませんよ」というリマインド等はなかったのか、教えてほしい。

○高橋課長

要求水準書に基づいて提出期限については事前に定めていることもあり、書類によって毎年複数の提出期限が存在するので、基本的には「いつまでですよ」というお知らせはせず、期日までに提出してもらうという形をとっていた。

改めてしっかりと期日を守ってもらうべく、月例報告会のモニタリング時などにお互いに意思疎通を図りながら徐々に改善に努めているところ。

●羽生委員

今回の件は、90 日以内と定められていた中で提出日が 91 日目だったという話か。

◇松尾部長

そのとおり。

●羽生委員

90 日の妥当性について検討の余地もあると思うが、それは要求水準に基づき定められているということで承知した。

p. 29 の内部統制の記載について、監査等委員会も業務監査を実施するかと思うが、当該委員会から何か指摘された事項があれば説明できる範囲で構わないので教えていただきたい。

◇松尾部長

特に指摘事項はない。

●羽生委員

承知した。

●宮野委員

p. 10、11 の麓山浄水場におけるかび臭対応について、2-MIB の最大濃度 383ng/L を粉末活性炭処理により水質基準である 10ng/L に抑えたということは、粉末活性炭の通常処理できる範囲をはるかに超越していると感じた。

先ほど粉末活性炭の種類も様々あるという話があったが、現状でどのような粉末活性炭を使っているのか。通常炭なのか、高機能炭なのか、教えていただきたい。

◇武藤上工水 Gr 長

通常炭を使用している。高機能炭は使用していない。

●宮野委員

承知した。本市所有の水源の釜房ダムでも 120 ng/L 台の 2-MIB が検出されたと記憶しているが、それも通常の処理範囲をかなり超過して、A 系・B 系と切り替えて使うところ A 系・B 系を両方使ってなんとか凌いだという経験があった。今後かび臭物質の上がり具合について注視していただきながら、活性炭の種類を変えとか、あるいはこれが年中行事になっていくと粉末活性炭ではなく、粒状活性炭という高度処理のほうに軸足を向けなきゃいけない部分もあるかもしれないが、引き続きご検討いただきたい。

これだけのかび臭物質をうまく処理でき、直ちに対策本部を立ち上げたところや危機管理体制を確立したことで適切な浄水処理を行った関係者の努力について敬意を表したい。

さらに、近年気候変動の影響なのか、これまで発生していなかった水源にもジェオスミンや 2-MIB が発生する事例をよく耳にするようになった。奇しくも現在登米市でジェオスミンの濃度が急上昇して、活性炭を入れているという報道があった。どのくらいの原水濃度・処理能力で水質基準に対してどうなのか等については把握していないが、土臭が水道水に付着しているというような報道であった。こうしたことから、今回麓山浄水場で対応していただいた事例を成功体験として積極的に情報発信をしていただき、他市町村が浄水操作で困った際の参考としていただけるような取組をお願いしたいがいかか。

◇安東副社長

ご提案いただいたとおり、こういった当社の取組が他自治体の役に立てるようであればホームページ等で積極的にこれから発信していきたいと思う。反対に、他自治体からの事例等も教えていただき共有できれば良いとも思っている。

●宮野委員

この点については、県にもお願いすることかと思う。

○高橋課長

登米市の事業については運営権者の業務範囲外ではあるが、同様に県北である大崎の方で早期に水質検査を行い、2-MIB が法定基準 10ng/L 以下であることを確認している。

全県的にもこういった事例が発生することが予想されるので、運営権者と連携して情報発信に務めるとともに、この経験を共有できる仕組みを作っていきたいと考えているので引き続きよろしくお願いします。

●田邊委員長

様々な経験も蓄積し、情報も公表されているため、ぜひ関係市町村を含めて情報を共有していただければと思う。

●大沼委員

p. 13 の中の改築工事計画について 19 件中 17 件発注したとあり、その発注延期理由の記載がある。

そのうち 1 つは「詳細調査の結果、健全度が高いことから工事発注を延期」とあるが、工事計画を立てる際には事前に設計をし、翌年度以降に工事を実施するというのが一般的だと思う。これは単年度に委託をされて工事発注も行っているが、「委託したら健全度が高かったんで工事をやめますよ」ということなのか。

◇小島部長

ご理解のとおりで、本来であれば詳細設計委託に入る前に健全度を調査して、健全度が低い状態であれば詳細設計をして工事を実施するというのが通常の流れである。こちらでも事前に詳細設計委託の発注前に調査を行っている。しかし、詳細設計委託において様々調べる中で、盤の中の一部の機器が更新からそれほど時間が経っておらず健全度が高いので、翌年度に工事をするのはまだ早いと判断して、詳細設計自体はそれで完了させたが、工事発注を延期した。

●大沼委員

そうすると時間経過によってこの機器は交換が必要だという予測のもとで詳細設計をされたということか。

◇小島部長

ご理解のとおり。

●小野寺委員

p. 53 の浄水発生土の有価利用について、きちんと土壤改良を行っているのだと思うが、例えば健康被害などそういったことが起こり得るリスクに関して、保険や契約上の何らかの対応など、備えについて教えていただきたい。

◇松尾部長

健康上被害を発生する物が入っているかどうかについて、土壤汚染対策法等に基づき定期的な検査を実施しており、基準に合致することをもって販売している。

契約上、どちらに瑕疵があるとか、何かあった際にどのように責任を取るかという点については、即答できかねるので後日回答をさせていただく。

◇安東副社長

補足する。事前に浄水発生土については、成分分析を行っている。その中で、例えば南部山浄水場ではヒ素が検出されたケースがあり、そういった場合は使わないというようなスクリーニングを徹底している。

●小野寺委員

p. 54 の七ヶ浜町の汚水ポンプ場等包括管理業務委託という記載について、最近新聞などでも報道されていた件だと思うが、これは七ヶ浜町から業務として委託しているという理解でよろしいか。

◇松尾部長

ご理解のとおり。七ヶ浜町が発注者で、当社が受託者である。

●小野寺委員

町議会の議決を経て、町がこのような判断に踏み切ったということだと思う。

1 点目は、議会内で、どんな議論があったのか、賛成派だけなのか、慎重な意見があったのかなど、そのあたりの議論について教えていただきたい。

2 点目は、場合によってはこのような事例が県内他自治体にも広がるかと思うが、そうすると今後は受託先の自治体の業務委託の内容なども含めて、今回の様な業務報告を行うことを想定しているのか。

○高橋課長

1 点目の七ヶ浜町議会での議論について、4 月の上旬に事業開始式があり、その際、我々も出席し、町長あるいは課長から聞いた話としては、七ヶ浜町は技術系の職員が少なく、実質 1 人で対応している状況とのこと。そのため、議会の中ではそういった状況であれば民間の力を借りてしっかり管理してもらった方が良いのではないかということで、大きな反対の意見は出なかったと聞いている。

◇松尾部長

2 点目について、任意事業として報告をする形で県と調整している。報告内容についても、任意事業で報告すべきものは規定されており、主に義務事業に影響を及ぼしていないかどうかといったところを報告する。

●田邊委員長

それでは、浄水発生土の有価利用に関する質問については保留事項があったので、それについては委員長、副委員長預かりとして、後からまた事務局を通じてご報告させていただくということをお願いする。

●細川委員

p.8にある、下水道事業の放流水質の報告について、基本はすべて基準を満足しているという報告かと認識している。確認として、ここの県基準欄に記載されている数値は、要求水準で定められている基準のことを指しているのか。

◇糟谷下水 Gr 長

お見込みのとおり、要求水準に記載された数値となっている。

●細川委員

要求水準では「月平均が県基準を超えないこと」という規定になっていると思われるが、年間の最大値は若干超えているがどう評価されているのか教えていただきたい。

もう 1 点は、県基準はおそらく本事業が開始される前の実績を参考に達成可能な基準として設定されたと思われるが、これまで運営権者より、この基準を変更することにより、トータルの維持管理コストが下がるような提案をこれまで実施されたことがあるのか、また、今後そのような提案を実施する予定があるのかということを含めて教えてほしい。

◇糟谷下水 Gr 長

年間の最大値については、項目にもよるが、毎週測定しているものもある。その中で最大だったものを記載している。

県基準については、機会がある時にそのような話をしている。基本的に基準の変更は難しいと思うが、基準値がもう少し緩む方向に変わることがあれば関連するコストは下がるだろうと考えている。

○高橋課長

県基準については、運営権者が受注する以前に、県が自ら管理していた時代からこの基準が設定されており、現在の水質であれば十分守れるだろうということで定められた基準であった。

基準改定の話について、水質基準についてはお互いの合意のもとで運用しており、特に提案はない。一方で、過去には汚泥の含水率の基準が厳しかったことを受けて、運用上の相談をして適正な範囲を定めたという経緯もあるため、今後も流入水質の悪化等が発生すれば引き続き相談検討していきたい。

●細川委員

全国的には季別運転を採用し、一定の期間は窒素を若干高めで放流する運転を実施している下水道管理者もいる。漁業関係者からの要望がなければ必要性はないかも知れないが、環境変化や世の中のニーズは常に変わってくることが当然考えられる。

トータルのコスト削減として 10%ぐらいの削減が可能となるデータを公表しているため、

削減目標を達成するために放流水質と水処理の運転手法に関するご提案があれば今後、検討されてはどうかと考えている。また、現時点で現行体制モデルに対して 10%削減できるという当初のご提案の達成見込み等があればご紹介いただきたい。

◇松尾部長

10%というのはいわゆる VFM で、発注時の VFM だという認識をしている。発注時の事業計画より収益が無ければ VFM が出ていないというところだが、経営努力の結果、毎年度、計画に対して増益という形になっているので、期待される VFM はすでに出ていると理解している。

●細川委員

グループとしてご提案されている事業費が事業ごとに設定されていたと思うが、これに対して一定期間内での削減効果を確認の上、最終的な効果の想定を確認する必要があるのではないと思われる。

、県のホームページ等でも導入効果の数値を公表しているため、どのような見込みなのか整理した方が、県民に対しても分かりやすい広報に繋がると思った。

◇松尾部長

現在ホームページに 9 事業それぞれのものは出ているが、ご指摘いただいたとおり見せ方も含めて検討したい。

●内田委員

かび臭対応に関して p. 11 に記載のあるとおり、今回突発的事象を経てかなりの労力と粉末活性炭をあるまとまった期間に大量に扱う工程が増えたということで、それを扱う人たちの労働上の安全や衛生管理、健康管理など、今後同じようなことが繰り返される場合に備え、管理体制に関して追加で整理した部分があれば教えてほしい。

◇安東副社長

昨年の活性炭利用の際、毎日入れ替え作業を続けていただいたり、水質分析の方についてもシフトを組んで連続分析ができるような体制を整えたりしたので、かなりマンパワーがかかったことについてはご理解のとおりである。

安全面については作業前の一定の運用に関わる確認はしている。ただそれが長期化することに対する是正というところまでは追いついていないので、今後の備えの課題として検討していきたい。

●増田委員

かび臭のそもそもの原因については浄水場で対応できる限界を超えていると思うが、p. 10 のグラフのように、このような変動を踏まえて、あらかじめ AI により予兆を手に入れ

て発注を早めるということも可能なのか。

◇小島部長

この場では入ってきたものをどうするかについての議論があり、粉末活性炭あるいは粒状活性炭の話が出ていたが、仰るとおり、そもそもそれを如何に早く検知できるかということも一つのポイントであり、取水の方で定期的にサンプリングをして藻類がどういう状況か確認をしている。より早期に連続的に検知できる機構がないか調査をしていて、良いものがあれば、早期検知も検討して必要に応じて導入するよう進めていきたい。

●増田委員

資料の p. 48 のところに情報システム（MDP）の導入が完了するとの記載があったが、AI を使うことで具体的にどういう知見が手に入れることができるか、前例がない事業なので、なかなか学習しても難しいと思うが、こんなことができそうだという展望があれば教えていただきたい。

◇安富副部長

カテゴリーの中に入っていれば正常な状態であるという形で作っていくもの。令和 8 年度中に仙塩浄化センターに導入予定となっているが、設備の状態を診断して早めに手を打つところと、熟練者の判断傾向を蓄積して現場で活用するところを考えており、水質データについては特に導入の対象には入っていない状態である。

●増田委員

承知した。効率的に運転を継続するにはどうしたらいいかというノウハウを AI に学習させるということか。

◇安富副部長

そのとおり。

●佐野副委員長

1 つ目は p. 32 について、地域住民から南部山浄水場における工事車両の危険運転に対する苦情について、県管轄の工事関係者であることが判明という意味は、運営権者の事業ではなく県の他事業の工事車両だったという理解でよろしいか。

○高橋課長

ご理解のとおり、県で実施している工事の関係車両が関与したという事例である。

●佐野副委員長

令和 6 年度の報告では、同事業での工事車両の騒音や運転の仕方に対する苦情があった

と記憶しているが、令和7年度はそのような苦情は無かったということによろしいか。

◇小島部長

そのとおり。この件も当社発注している工事業者に情報共有し、我々も注意喚起の周知を図っている。

●佐野副委員長

何かが起きてからでは遅いので、注意喚起等についてよろしくお願いします。危険運転と同欄に不法投棄の記載もあったが、具体的には何が捨てられていたか情報はるか。

◇武藤上工水 Gr 長

工事に関する工程表がまとめて捨ててあったということで、県の方で発注した工事業者の物であることが分かったというものである。

●佐野副委員長

不法投棄について「当社との関連性の特定には至らなかった」とあるが、事業外の物だったと理解した。

もう一つは p. 40 のかび臭の件で、藻類発生時期の5月から10月に水源調査を実施するとあるが、早期発見のために調査するのは非常に難しいところもあり、頻度や場所を決めるのが難しいかと思うが、内容はまだ計画段階という理解でよろしいか。

◇武藤上工水 Gr 長

今回のかび臭は漆沢ダムの方で発生したので、水源調査も漆沢ダムに流入してくる河川の2箇所を調査対象として今年から既に始めている。当社でどこまで管理できるかという部分もあるので、漆沢ダムの水質の管理をする上では今回の2箇所を選定しているが、さらにその先となると当社だけでは難しい部分もあるので、県とも協議をしながらダム管理事務所等の関係者と会話が出来たらと思っている。

●佐野副委員長

調査の内容はプランクトンの検鏡という理解でよろしいか。

◇武藤上工水 Gr 長

そのとおり。現状行っている水源管理と同じような形で、調査の方を開始している。

●佐野副委員長

承知した。

●田邊委員長

その他何かご意見・ご質問はあるか。

皆様のご意見を伺うと、非常に様々な事象が生じているものの、基本的には順調に運営していただいているという感触だったのではないかと思います。

その結果、質問も従来以上に突っ込んだ質問や、こうしたらより良くなるのではないかとというような質問があったと感じた。

●田邊委員長

それでは、議題(2)県による年間モニタリング結果について事務局より説明願う。

○伊深局技術副参事兼総括課長補佐

(資料2により説明)

●田邊委員長

ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、議題(3)突発的な事象による増加費用について運営権者及び事務局より説明願う。

◇武藤上工水 Gr 長

(資料3①により説明)

○佐藤総括技術補佐

(資料3②により説明)

●田邊委員長

ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

●窪田委員

個人的に内容についてはやむをえないものと思う。

資料3①のp.6では対象期間として7月27日から11月24日までの121日間となっているが、先ほど説明いただいた資料1のp.11をみると10月23日に対策本部を解散している。

一般的に考えると、それ以降は通常業務の取り扱いになると読めてしまうので、2-MIBが

3ng/L 以下にならない部分についてはきちんとした対応をするという旨を記載するとともに、いつまでに対応したということを記載しないと突発的ではないように感じられるので、その点についてどうか。

◇松尾部長

ご指摘のとおりだと思う。内容についてはご理解いただけたものと思うが、対外的な資料として誤解が生じやすいものとなっているため改めたい。

●田邊委員長

その点については改めて修正するか、分かるように示してもらうということによろしいか。

◇松尾部長

承知した。

●宮野委員

それぞれから説明いただいた費用負担については了解した。

今年は昨年に比べて気温が幾分低くなり、降水量が相当増加していると思うが、今年度の現段階での 2-MIB の上がり具合についてはどのようなになっているか分かれば教えていただきたい。

◇武藤上工水 Gr 長

現段階では、昨年度ベースで上がっているという認識はない。詳細については確認してコメントしたい。

昨年は 9 月以降に急激に上昇したので、これからが一番注視しなければならない時期かと思うが、昨年のような兆候はみられていない。

●宮野委員

承知した。ということは、今は活性炭の注入は停止しているという理解でよろしいか。

◇武藤上工水 Gr 長

そのとおり。

●羽生委員

今回の審議で承認が得られれば、約 4,000 万円が運営権者側へ支払われることになるが、会計上の計上区分はどのようなになるか。売上か、それとも特別利益か。

◇大崎財務経理 Gr 長

この保証金については、運営権者の会計上はパススルーの形となる。立替金として受け取ったものを、そのまま MSM（株式会社みずむすびサービスみやぎ）へ渡す。

●羽生委員

通過勘定を使って MSM に精算するということで承知した。

●増田委員

資料 3②の p. 1 について、資料下側の活性炭費用に係る表について、赤文字で協議対象期間における金額約 7,200 万円が示されているが、その上下にそれ以外の時期の活性炭使用時の金額が記載されており、突発的な事象がなかったとしても通常 7 月から 11 月には上下の黒文字で示された金額分が使用されることになるため、そこを考慮する必要はないのか。

○佐藤総括技術補佐（水道事業推進担当）

競争的対話において、県シミュレーションに対する使用実績の出入りを相殺した上で、超過分に対する費用を対象とする前提で考えている。今回の協議期間以外は、当初から県では通常使用の範囲内と見込んでいたものである。

県シミュレーション上の 13,244kg に対し、対象外分の活性炭使用量はやや多めに動いているところではあるが、その部分は県シミュレーションと同等であると評価して相殺することとし、今回は 7/27 から 11/24 を対象としている。

●増田委員

両者で合意されているのであれば問題ないが、突発事象がなくてもある程度の使用量があったのではないかと気になった。しかし、仕切りが難しいということであれば、この期間で切り分けたということで理解した。

○佐藤総括技術補佐（水道事業推進担当）

切り分けについては、非常に検討を要する部分であり、運営権者側と細かく調整させていただいた。今後もこのような事象が生じた場合には、運営権者と協力しながら、適切なところを探っていきたいと思う。

●田邊委員長

今回はこのような形で着地したということで、今後は、増田委員からのご指摘を踏まえながら、また様々な事象が生じたときに色々なことを勘案しながら協議を進めていくということによってよろしくお願いする。

4 その他

●田邊委員長

それでは、次第の4「その他」に進む。事務局より説明願う。

○佐藤技術副参事兼総括技術補佐

(資料4により説明)

○佐藤総括技術補佐(水道事業推進担当)

(資料5により説明)

●田邊委員長

ただいま「その他」について2件説明をいただいたが、内容が異なる部分があるので、順番に議論していく形にしたい。

はじめに「運営権者収受額の臨時改定状況」について、質問等あればお示し願う。

●小野寺委員

“臨時”という言葉がつく以上は、一定の期間でいつまでの間に物価の上昇がみられるかということを想定していると思う。

いつまでを対象期間と想定し、一定期間が経過したときに再度検討して元にもどすという認識でよろしいか。

○押川技術主幹

毎月物価の変動について確認し、変動割合を算定している。

契約上、運営権者が負担する物価上昇分があり、それを超えた部分を改めて計算して県から支払うという形になっている。

●増田委員

例えばp.7の仙台北部のところでいうと、需要割合が減っているけれども、物価が上がっているので、かけ算すると、p.8のところにあるように改定結果はプラスになるという理解でよろしいか。

○佐藤技術副参事兼総括技術補佐

そのとおり。

●増田委員

p.7の仙台北部の需要割合の-4.69%は5%を超えないので、需要変動は反映されず、物価変動だけが反映されるということか。

○佐藤技術副参事兼総括技術補佐

ご理解のとおり。

●田邊委員長

続いて、資料5の「みやぎ型に係る広報活動」について、質問等あればお示し願う。

●田邊委員長

これは「みやぎ型広報プラン（仮称）」の案を作って、また何らかの形でこちらにも示されることを想定しているのか。

○高橋課長

本日の上半期の取組状況ということで報告させていただいた。検討結果については改めて報告させていただく。

●田邊委員長

よろしくお願いします。

●内田委員

質問や意見ではないが、昨日発行された「みやぎ県政だより（9・10月号）」にみやぎ型の資料が掲載されているのを拝見して、イラストなど多用されており分かりやすいかと思う。紙媒体にアクセスするのがメインな方もいらっしゃるので、そのような層への周知として非常に良かったと思う。

○高橋課長

以前のものは字数が多く、非常に読みづらいものだったが、広報ワーキングをはじめとして若手職員も参加して若い層へも伝わりやすい広報を意識しながら作った。お褒めの言葉をいただき感謝申し上げます。

●田邊委員長

それでは、一時委員会を中断する。

（傍聴者、報道関係者退出）

5 議事（非公開）（非公開審議約15分）

（傍聴者、報道関係者入室）

6 閉会

令和8年度第1回経営審査委員会を閉会することについて、事務局から報告がなされた。

【非公開で審議した主な項目】

- ・OM 会社の損益計算書における予実比較